

和歌山大学社会インフォマティクス学環長選考規程

制 定 令和 6年11月19日

法人和歌山大学規程 第2781号

第1条 和歌山大学社会インフォマティクス学環長（以下「学環長」という。）は、社会インフォマティクス学環（以下「学環」という。）に専任配置の教授のうちから社会インフォマティクス学環教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が選考する。

第2条 学環長の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 学環長の任期が満了するとき
- (2) 学環長が辞任を申し出たとき
- (3) 学環長が欠員となったとき

2 学環長の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1ヶ月以前に、同項第2号及び第3号に該当する場合は、速やかに後任者を決定するよう適宜の時期に行う。

第3条 教授会は、学環長候補者（以下「候補者」という。）を選出するため、専任の教員全員により選挙を行う。

2 前項の候補者は、学環に専任配置の教授とする。

3 選挙は、投票権者が一堂に会して行い、且つ決選投票の必要あるときは、即日に行う。

第4条 選挙は、すべて単記無記名投票によって行い、有効投票数の過半数を得た者を候補者とする。

2 過半数を得た者がいないときは、第1位及び第2位の得票者（第1位の得票者2名以上あるときはこの2名以上）について、改めて決選投票を行って候補者を決定する。

3 前項の場合において、第1位の得票者1名、第2位の得票者2名以上の場合または第1位の得票者3名以上の場合については、これら3名以上の者について決選投票を行う。その結果、過半数を得た者がいる場合は、この者を候補者とするが、過半数を得た者がいない場合には、第1位及び第2位の得票者（第1位の得票者2名あるときは、この2名について、第1位の得票者1名、第2位の得票者2名あるときは、第2位の得票者の中より次項を準用して1名を選び、この者と第1位の得票者）について決選投票を行う。

4 決選投票においても候補者が決定しない場合は、本学の教授としての在任期間の長い者を候補者とし、在任期間が同一のときは、年長者を当選者とする。

第5条 選挙の執行のため、教授会において、専任の教員から2名の選挙管理人を選ぶ。

2 選挙管理人は、投票並びに開票の日時及び場所を決定し、投票及び開票に立会う。その際、投票に疑義があるときは、その効力を判定する。

第6条 学環長の任期は、2年とする。ただし、第2条第1項第2号又は第3号に該当する場合の任期は、前任の学環長の残任期間とする。

2 第2条第1項第2号又は第3号に該当し、かつ前任の学環長の残任期間が1年未満のときは、前項の規定にかかわらず後任の学環長が任命された日の属する年度の翌々年度の末日までとする。

3 学環長は再任を妨げない。ただし、引き続いて再任する場合は1回に限る。

社会インフォマティクス学環長選考規程

附 則

この規程は、令和6年11月19日から施行する。